

事業者排出量削減計画書 (新規)・変更

(あて先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区烏丸七条下る東塩小路町721番地の1	平成 18 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) 京都タワー株式会社 代表取締役社長 森 澤 展 裕 電話 075 - 371 -
---	--

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	ホテル・物販・貸室・飲食
-------------	--------------

該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))
-----------	--

計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月
------	---------------------------

基本方針	エネルギー消費効率の改善、廃棄物排出量の削減、全部署での環境マネージメントシステムの導入により、4%程度のCO2排出量削減を目指す。
------	--

推進体制	総務部長を長とする、地球温暖化対策本部の設置と実施計画の策定、例月の進捗管理システムを構築する。
------	--

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度		設備、対象、工程等		計画内容		
	18~	19	空調設備	機器全体を更新し、冷暖房時の熱交換の改善、電動機の高効率化でエネルギー使用量を2%削減する。	18~	19	第2タワーホテル
		冷熱源設備	既存ターボ冷凍機400USRtをスクリーナラ4台に更新し、負荷に応じた運転制御の実施で、5%の電気使用量を削減する。	18・19	18	物販・飲食部門	個別エアコン更新時、省エネ性能の高い機種を導入を進め、電力使用量の1%減を目標にする。
		照明設備	自然電球を電球型蛍光灯へ、蛍光灯器具を高効率器具(安定器)に順次更新し計画期間中に3%の電力使用量を削減する。				

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績)		目標年度(計画)		削減率(計画)
		(17)年度	(二酸化炭素換算(t))	(19)年度	(二酸化炭素換算(t))	
	A 事業所等排出区分	5,824	t	5,579	t	-4.2%
	B 輸送車両排出区分		t		t	%
	C その他排出区分		t		t	%
	排出合計	*1 5,824	t	*2 5,579	t	-4.2%

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)			
		取組量等		(二酸化炭素換算(t))	
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	kwh	(削減量)	t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t
	削減量等合計			*3	t

差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)		目標年度(計画)		削減率(計画)
	*1	t	(+2)-(+3)	t	
	*1	5,842	t	5,579	-4.2%

特記事項	1. 当社では、平成16年度にターボ冷凍機1台(70N R-11)を、冷温水発生器(ガス焚)2台に更新した。 2. 計画期間中において、実施予定の前述以外の主な地球温暖化措置 (1) グリーン購入法対象商品の購入 (2) 従業員環境教育の実施 (3) 地域美化活動への参加
------	--

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。